

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

令和 7 年 4 月 4 日

那覇市役所福祉部障がい福祉課

那覇市は、令和 7 年 4 月 4 日付け、通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の規定に基づく指定の取り消しを行った。

記

1 事業所概要等

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所名 | ①奏・GH ナハ前島、②奏・GH ナハ樋川 |
| (2) 事業所所在地 | ①那覇市前島 3 丁目 2 - 1 1、②那覇市樋川 2 丁目 2 番地 5 |
| (3) 事業所番号 | ①②4720100355 |
| (4) サービス種別 | 共同生活援助 |
| (5) 事業所指定日 | ①②令和 6 年 4 月 1 日 |
| (6) 運営法人 | 株式会社 奏コンサルティング |
| (7) 法人所在地 | 沖縄県中頭郡北谷町北前 1 丁目 1 5 番地 2（2F） |
| (8) 法人代表者名 | 代表取締役 兼廣 ともみ |

2 処分内容 指定取消年月日（令和 7 年 6 月 30 日）

3 処分の理由

- (1) 指定時から世話人の配置の実態が人員基準を満たしていないにも関わらず、サービス提供職員欠如減算を適用することなく、人員基準を満たしているものとして、実態と異なる給付費の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）
- (2) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、指定時から夜間支援従事者の支援の内容が加算の要件を満たしていないにも関わらず、要件を満たしているものとして、利用者全員に関わる当該加算の請求を行った。また、夜間支援従事者の配置の実態が事業所全体で 1 名であったにも関わらず、複数名の配置があったとして、実態と異なる過度な給付請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）
- (3) 医療連携体制加算（Ⅶ）について、指定時から加算要件を満たしていないにも関わらず、加算の要件を満たしているものとして当該加算の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）

- (4) 法第 48 条第 1 項の規定に基づき指定する関連書類の提出を命じたところ、これに従わなかった。(法第 50 条第 1 項第 7 号に該当)
- (5) 代表取締役に対し行った質問に詳細に答弁せず、監査における調査を忌避した。(法第 50 条第 1 項第 8 号に該当)
- (6) 指定障害福祉サービス事業所指定申請において、人員基準を満たすことを装うため、指定日から勤務する見込みのない従業者を配置するとして虚偽の申請を行い、指定を受けた。(法第 50 条第 1 項第 9 号に該当)

4 欠格事由該当者 兼廣 ともみ

5 経済上の措置（返還金）

支給決定を行った市町村が精査したうえで不正に受け取った訓練等給付費を確定し、法第 8 条第 2 項の規定に基づき当該訓練等給付費に 100 分の 40 を乗じた額を加算して事業者から返還を求める。